

美里町第3次地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和6年(2024年)3月改定

美里町

第1章 背景.....	3
1 地球温暖化問題の背景気候変動の影響.....	3
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	3
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	3
4 美里町の取組み.....	7
第2章 これまでの取組み状況と温室効果ガス排出状況.....	7
1 これまでの取組み状況.....	7
2 温室効果ガス排出状況.....	7
第3章 基本的事項.....	10
1 計画の目的.....	10
2 基準年度・計画期間.....	11
3 計画の対象範囲.....	11
4 対象とする温室効果ガス.....	11
第4章 温室効果ガス排出量削減目標と基本方針.....	13
1 温室効果ガス排出量の削減目標.....	13
2 基本方針.....	14
3 主な取組み内容.....	14
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表.....	16
1 推進・点検・評価体制.....	16
2 職員等に対する情報提供.....	16
3 点検体制.....	17

## 第1章 背景

### 1 地球温暖化問題の背景気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年(2021年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。

### 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年(2015年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年(2018年)に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を令和32年(2050年)頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32年(2050年)までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

#### (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律

温対法第21条に基づき、「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減

並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。」とされています。

令和2年(2020年)10月、我が国は、令和32年(2050年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年(2021年)4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度(2013年度)比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、令和3年(2021年)6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年(2021年)10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12年度(2030年度)目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

令和3年（2021年）10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和12年度（2030年度）までに50%削減（平成25年度（2013年度）比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を令和7年度（2025年度）までに95%、令和12年度（2030年度）までに100%とすることを目指すとしています。

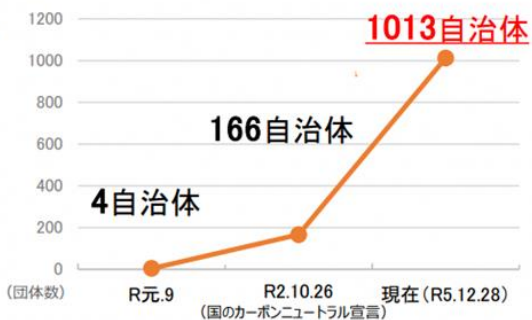
また、「令和32年（2050年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元年（2019年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和5年（2023年）12月28日時点においては1013地方公共団体と加速度的に増加しています。

### 表明都道府県 (46自治体)

表明都道府県表明済



### 宣言自治体数の推移



### 表明市区町村 (967自治体)

北海道	青森県	秋田県	茨城県	群馬県	東京都	神奈川県	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
北広島市	八戸市	大館市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
札幌市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
二七二町	八戸市	大館市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
石狩市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
稚内市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
釧路市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
厚岸町	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
喜茂別町	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
鹿追町	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
富良野市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
当別町	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
小樽市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
紋別市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
苫小牧市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
更別村	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
清水町	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
沼田町	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
旭川市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
室蘭市	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
大空町	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
秋田県	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
秋田県	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
秋田県	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県
秋田県	弘前市	弘前市	水戸市	太田市	東京都	横浜市	石川県	長野県	静岡県	三重県	大阪府	奈良県	広島県	長崎県	宮崎県

\* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体

図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省(2023)「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

< <https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html> >

#### 4 美里町の取組み

美里町（以下「本町」という。）では、平成 25 年（2013 年）4 月に「第 2 次美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組んできました。

国の地球温暖化対策計画では、平成 25 年度（2013 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに温室効果ガスを 26%削減する目標となっており、このうち地方公共団体が属する「業務その他部門」では、温室効果ガス排出量の 9 割弱を占めるエネルギー起源 CO<sub>2</sub>を約 40%削減することが求められています。これを受けて、本計画は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を大幅に強化・拡充するものです。

## 第 2 章 これまでの取組み状況と温室効果ガス排出状況

### 1 これまでの取組み状況

これまで本町では、温対法第 21 条に基づき、平成 25 年度（2013 年度）に実施計画期間を平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度）とする第 2 次美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「旧実行計画」という。）を策定し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。旧実行計画の概要を表 2 に示します。

新たな計画の策定にあたり、本町が所有する施設での事務事業による温室効果ガスの排出状況と、旧実行計画で挙げていた取組み項目の実施状況について調査しました。

表 1 旧実行計画の概要

項目	内容
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）
基準年度	平成 23 年度（2011 年度）
計画期間	平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度）までの 5 年間
目標	電気の使用量：基準年度比 3%以上削減 灯油の使用量：基準年度比 2%以上削減 ガス燃料の使用量：基準年度比 2%以上削減 ガソリン・軽油の使用量：基準年度比 3%以上削減

### 2 温室効果ガス排出状況

#### (1) 旧実行計画の温室効果ガスの調査

旧実行計画では、計画の最終年度（平成 29 年度（2017 年度））の温室効果ガス排出量を基準年度（平成 23 年度（2011 年度））から 3%削減することを目標としていました。



表3 旧実行計画最終年度の温室効果ガス排出量の算出方法

対象施設	美里町役場中央庁舎 美里町役場砥用庁舎 美里町中央公民館 美里町東部出張所（旧三本松出張所） 美里町中央小学校 美里町立中央中学校 美里町立砥用小学校 美里町立砥用中学校 美里町立励徳小学校
対象となる項目	他人から供給された電気の使用量
対象となる温室効果ガス	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）
電気事業者別排出係数	電気事業者基礎排出係数を使用

基準年度と計画最終年度の温室効果ガス排出量を図2に示します。計画最終年度の温室効果ガス排出量は425t-CO<sub>2</sub>となり基準年度の395t-CO<sub>2</sub>から約7%（30t-CO<sub>2</sub>）増加しており、目標は未達成でした。

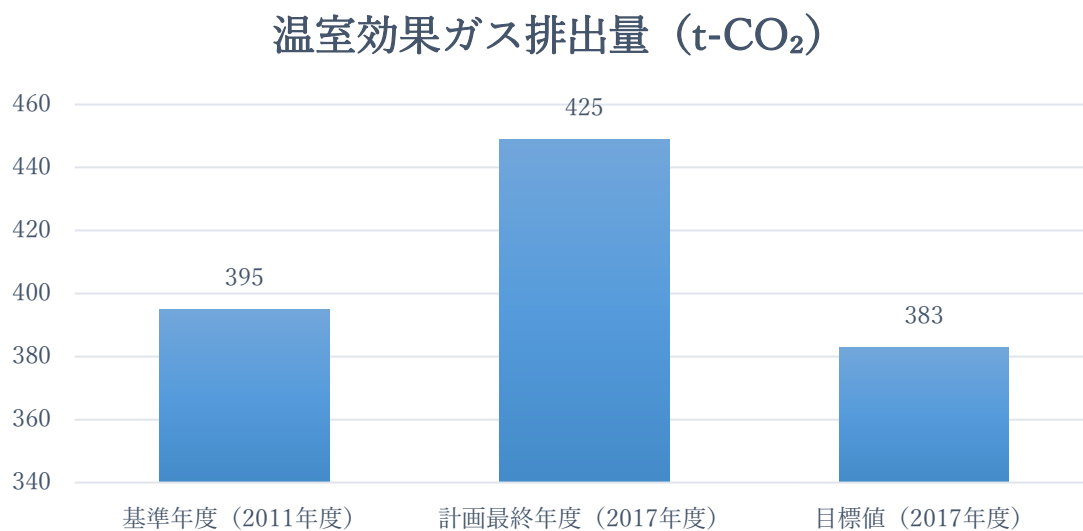


図2 温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>）

#### (2) 施設別の温室効果ガス排出量

計画最終年度の温室効果ガス排出量を施設別に図3に示します。

美里町役場中央庁舎、砥用庁舎で164t-CO<sub>2</sub>を排出し、全体の排出量の約39%を占めていました。



### 平成29年度（2017年度）施設別の二酸化炭素排出量（t-CO<sub>2</sub>）

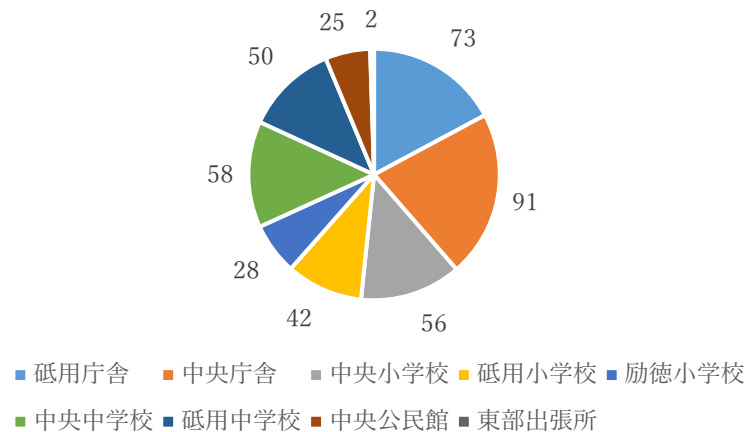


図3 平成29年度（2017年度）施設別の二酸化炭素排出量（t-CO<sub>2</sub>）

### (3) 電気の排出係数（t-CO<sub>2</sub>/kWh）

電気事業者基礎排出係数の推移を図4に示します。基準年度、計画最終年度ともに九州電力株式会社から購入していました。

基準年度の電気の排出係数0.000385に対して、計画最終年度は0.000438（基準年度の約1.1倍）に増加しており、この電気の排出係数の増加に伴い、温室効果ガスの排出量も増加しています。

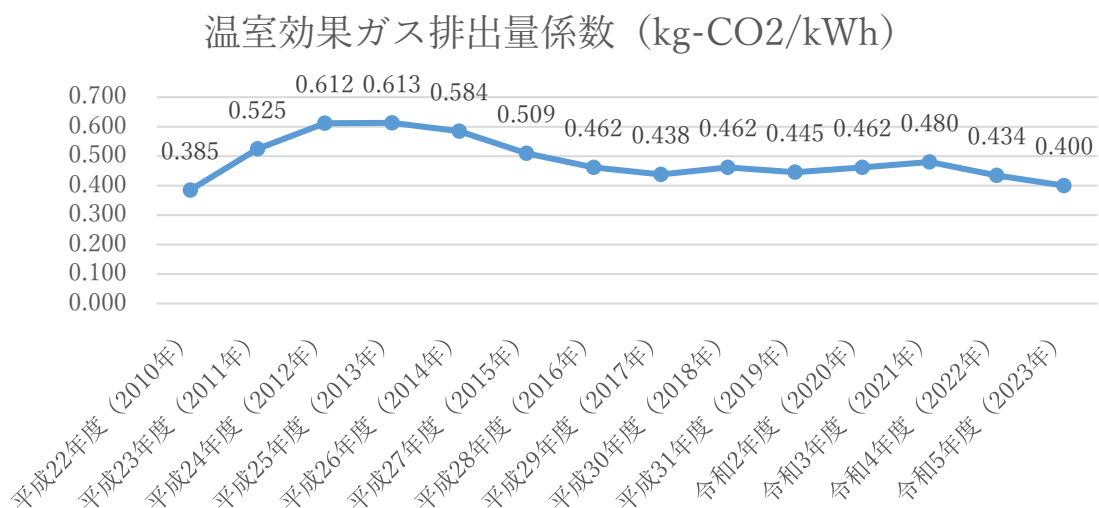


図4 電気事業者基礎排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）

### 第3章 基本的事項

#### 1 計画の目的

「美里町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）」は、温暖化対策法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、地球温暖化計画及び美里町第2次振興計画に即して、美里町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

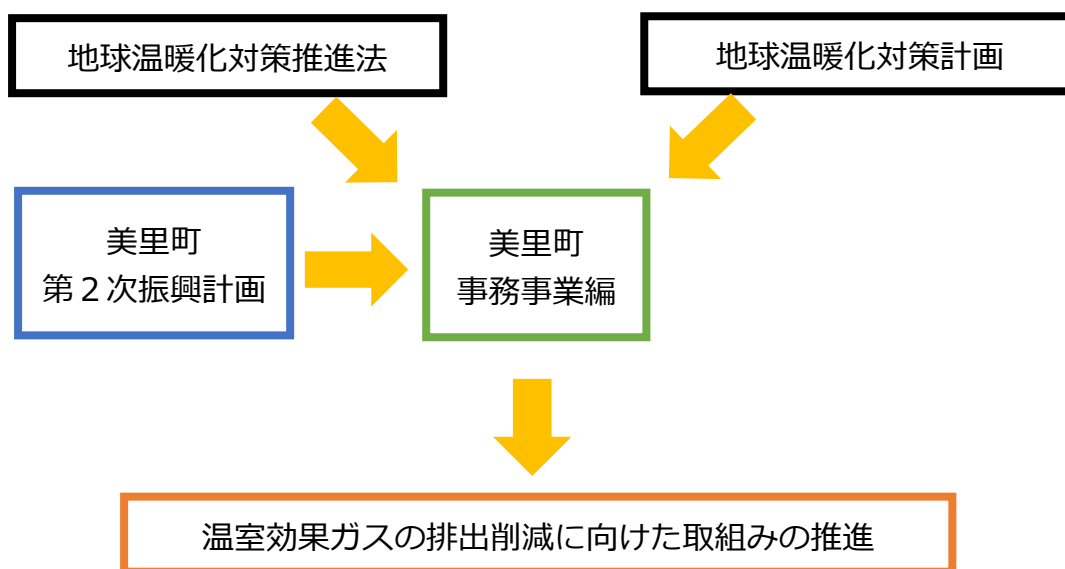


図5 美里町実行計画の位置付け

## 2 基準年度・計画期間

基準年度・計画期間について、以下のとおり規定します。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

### (1) 基準年度

基準年度は、国の温暖化対策計画と同じく平成 25 年度（2013 年度）とします。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和元年度（2019 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とします。

本計画は令和 12 年度（2030 年度）における CO<sub>2</sub>排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 51%削減するための、温室効果ガス排出量削減に向けた長期ロードマップとなるため、5 年後の 2023 年度に計画の見直しを行いました。



## 3 計画の対象範囲

対象範囲は、本町が行う全ての事務事業及び本町が所有する施設を対象とします。

従って、町長部局、教育委員会、上下水道等が実施する事務事業が対象となります。ただし、委託等により実施される事務事業（指定管理者制度導入施設を含む）については、計画の対象外とし、この場合、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

また、対象とする施設、事務・事業については実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 対象とする温室効果ガス

美里町は、下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、メタン（CH<sub>4</sub>）や一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）等の影響は小さいと考えられます。そのため、美里町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち排出量を多く占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

表4 温対法第2条で定められた7種類の温室効果ガス

ガスの種類	人為的な発生源		地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気、熱や燃料（灯油、重油、液化石油ガス）の使用 公用車での燃料（ガソリン、軽油）の使用	1
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の廃却	
メタン (CH <sub>4</sub> )	ボイラーや家庭用機器での燃料の使用 自動車の走行 一般廃棄物の焼却 下水・し尿・雑排水の処理		25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	ボイラーや家庭用機器での燃料の使用 自動車の走行 一般廃棄物の処理 下水・し尿・雑排水の処理		298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用、廃棄 噴霧器及び消火器の使用、廃棄		12 ~ 14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、使用、廃棄		7,390 ~ 17,340
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス 半導体の製造、使用、廃棄		22,800
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチング CVD装置のクリーニング		17,200

地球温暖化係数の値は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百三十一号）第4条による。

## 第4章 温室効果ガス排出量削減目標と基本方針

### 1 温室効果ガス排出量の削減目標

令和5年度（2023年度）の見直しに際し、連携している国の地球温暖化対策計画が令和3年（2021年）に改定され、令和12年度（2030年度）において温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比で削減率46%を目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることとしているため、本計画は、令和12年度（2030年度）におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を平成25年度（2013年度）比で26%から51%削減に目標を変更します。そこで、令和12年度（2030年度）のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の目標排出量は、図6に示す通り、平成25年度（2013年度）の排出量から485t-CO<sub>2</sub>を減じて466t-CO<sub>2</sub>とします。

また、エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスについては、国の削減目標に沿って減少することが考えられるため、本計画においては、エネルギー起源CO<sub>2</sub>のみについて取組みを実施することとします。

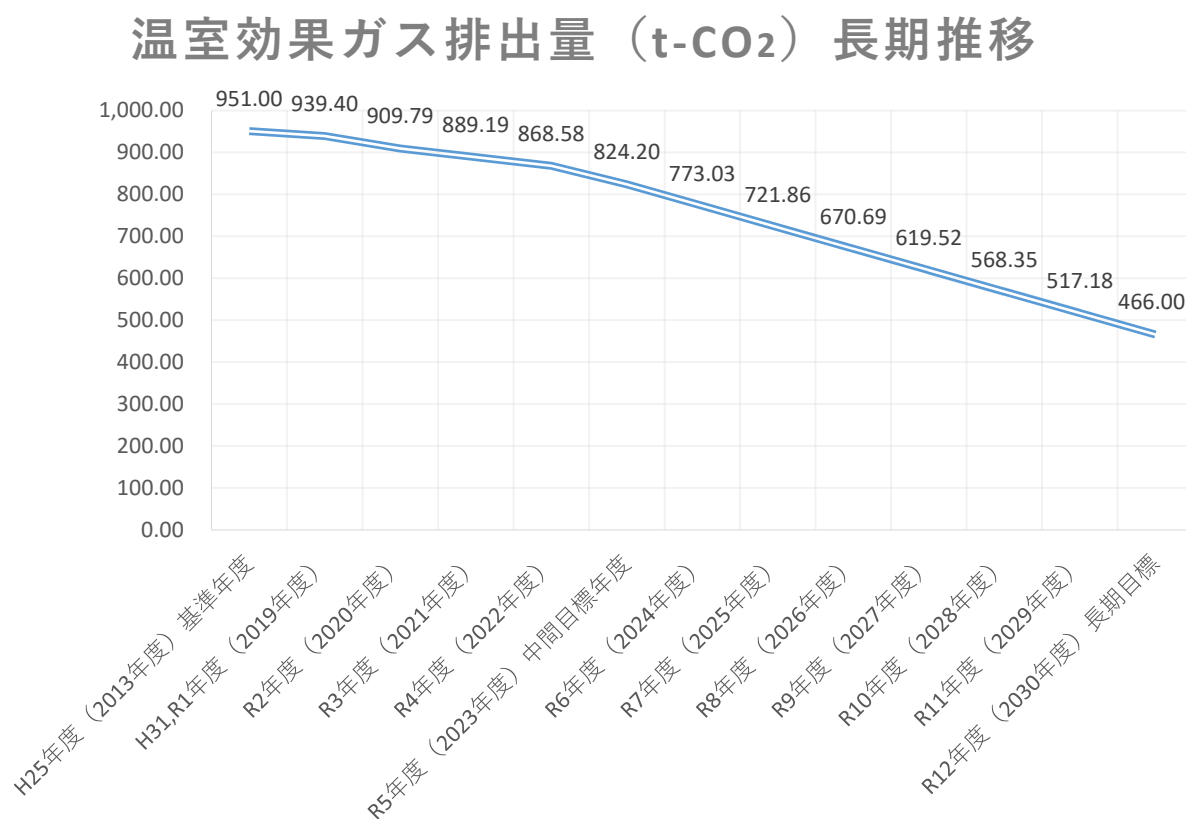


図6 温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>）の長期推移

## 2 基本方針

本計画期間における取組み必要量である 485t-CO<sub>2</sub>を削減するため、温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取組みます。

## 3 主な取組み内容

政府実行計画では、表5に示された取組みが示されています。

美里町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「建築物における省エネ対策の徹底」「電動車の導入」、「LED 照明の導入」、「再生可能エネルギー電力調達の推進」、「廃棄物の 3R+Renewable」を重点的な取組みとして位置付けます。

表5 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 <b>50%以上</b> に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに <b>新築建築物の平均で ZEB Ready</b> 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに <b>全て電動車</b> とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに <b>100%</b> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の <b>60%以上</b> を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の <b>3R+Renewable</b> を徹底し、 <b>サーキュラーエコノミーへの移行</b> を総合的に推進する。

## (1) 取組み内容

### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 給湯設備や燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 公有施設や街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- 断熱や日射遮蔽の性能を高めることで省エネルギー化を推進します。

### ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。
- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- 電子メディアを活用するなどの用紙の節減（ゴミの減量）や節水に取組みます。

### ④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 公有施設に再生可能エネルギーの導入を目指します。
- 老人福祉施設や温浴施設に美里町の地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した給湯設備の導入を目指します。

### ⑤ 低公害車、低燃費車の導入

公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）や低燃費車を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

### ⑥ 職員の日常の取組み

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組みを定着させます。



- 掲示板などを通じた情報発信で職員への意識啓発に取組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心がけます。
- エレベーターの利用自粛を心がけます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 室温に対応した能率的な服装（クールビズ、ウォームビズ）に取組みます。
- 水は効率的に使用し、節水を心がけます。
- 電子メディアの活用や印刷方法を工夫し、紙の使用節減を心がけます。
- 3R（Reduce（抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化））、Renewable（再生可能）を意識し、廃棄物の削減を心がけます。

#### ⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

## 第 5 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1 推進・点検・評価体制

実行計画を策定しスタートするにあたり、実際の目標達成に向けて推進するには一人一人の職員の意識高揚が重大な鍵となることから、職員等の意識を向上させるため普及啓発を目的とした情報提供や研修等を実施します。

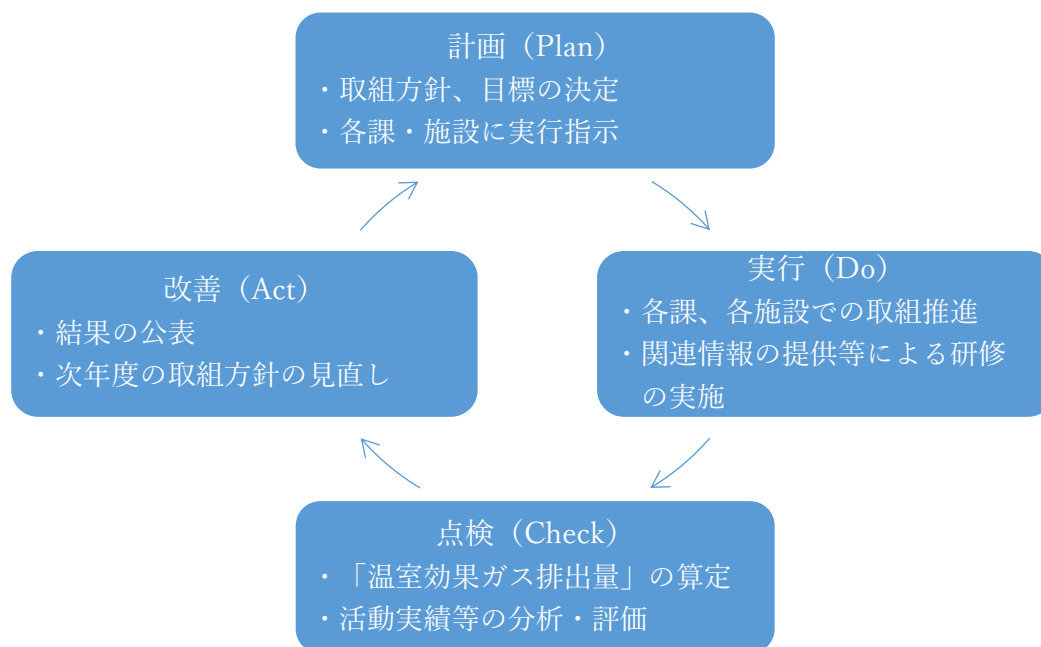
また、点検は実施状況の把握調査を確実かつ効果的に行うための体制と調査結果を取りまとめ分析・評価をする体制を整備します。

### 2 職員等に対する情報提供

手法	計画書の配布
内容	計画書を全職員に配布し、計画の重要性を認知させ、確実に効果が得られるよう推進する。

### 3 点検体制

本計画を着実に実行していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、本計画を推進していきます。



具体的には、事務局にて温室効果ガス削減目標の設定を行い、全職員で取組みを実行します。各部署で選出した推進委員によって定期的に進捗状況の把握を行い、施策を検討します。

事務局は各部署の取組み状況について取りまとめを行い、分析・評価を実施し、目標の見直しや施策の検討を行います。

また、分析・評価の実施後は広報誌やホームページにより住民へ広く周知を行います。